

令和5年度決算見込

	科 目	予算額(千円)
経常収入	保険料	1,571,355
	特定健康診査等補助金	608
	雑収入・その他	2,824
	合 計 (A)	1,574,787
経常外収入	調整保険料	15,240
	繰越金	200,000
	繰入金	10,000
	国庫補助金収入	49,689
	財政調整事業交付金	11,407
	合 計	286,336
収 入 総 計 (C)		1,861,123
経常支出	保険給付費	876,321
	納付金	636,723
	保健事業費	36,100
	事務費	31,000
	その他	1,500
	合 計 (B)	1,581,644
経常外支出	財政調整事業拠出金	15,240
	予備費	0
	営繕費・その他	80
	合 計	15,320
支 出 総 計 (D)		1,596,964
経常収支差引額 (A) - (B)		△ 6,857
残 金 (C) - (D)		264,159

※決算残金処分 … 令和6年度繰越金へ 100,000千円 積立金他へ 162,159千円

令和6年度予算

	科 目	予算額(千円)
経常収入	保険料	1,479,000
	特定健康診査等補助金	600
	雑収入・その他	2,054
	合 計 (A)	1,481,654
経常外収入	調整保険料	11,465
	繰越金	100,000
	繰入金	0
	国庫補助金収入	5,000
	財政調整事業交付金	7,001
	合 計	123,466
収 入 総 計 (C)		1,605,120
経常支出	保険給付費	918,500
	納付金	540,004
	保健事業費	43,696
	事務費	39,350
	その他	1,950
	合 計 (B)	1,543,500
経常外支出	財政調整事業拠出金	11,465
	予備費	50,000
	営繕費・その他	155
	合 計	61,620
支 出 総 計 (D)		1,605,120
経常収支差引額 (A) - (B)		△ 61,846
残 金 (C) - (D)		0

令和5年度介護保険決算見込

収 入 (千円)		支 出 (千円)	
介護保険料	155,280	介護納付金	152,785
繰越金	13,000	保険料還付金	0
国庫補助金収入	0	積立金	0
繰入金	0	予備費	0
雑収入	100		
合 計	168,380	合 計	152,785

※決算残金処分 … 令和6年度繰越金へ 15,000千円 準備金へ 595千円

令和6年度介護保険予算

収 入 (千円)		支 出 (千円)	
介護保険料	143,850	介護納付金	156,932
繰越金	15,000	保険料還付金	50
国庫補助金収入	0	雑支出	871
雑収入	3	予備費	1,000
合 計	158,853	合 計	158,853

予算案のポイント

- ◆ 一般合計保険料率は、昨年と同じ料率です。(107.07%) 1% = 1/1000
* 調整保険料率は施行令により引き下げ、一般保険料率は引上げとなります。
- ◆ 介護保険料率は、昨年と同じ料率です。(18.00%)
- ◆ 高齢者医療納付金は 9,700 万減を見込みました。

健保だより

No.47

【2024 4.20】
熊本県自動車販売店
健康保険組合

— ご家庭にお持ち帰りになり、みなさんでご覧ください —

2月21日、第157回組合会が
開催されました

審議結果報告

- 令和6年度事業計画並びに収入支出予算が承認されました。

○ 保険料率について下記の通り承認されました。

1. 一般保険料率 106.25% (前年より+0.1%)
2. 調整保険料率 0.82% (前年より-0.1%)
3. 介護保険料率 18.00% (前年と同じ)

単位 % = 1/1000

令和6年度予算編成について

【令和6年度予算について】

収 入

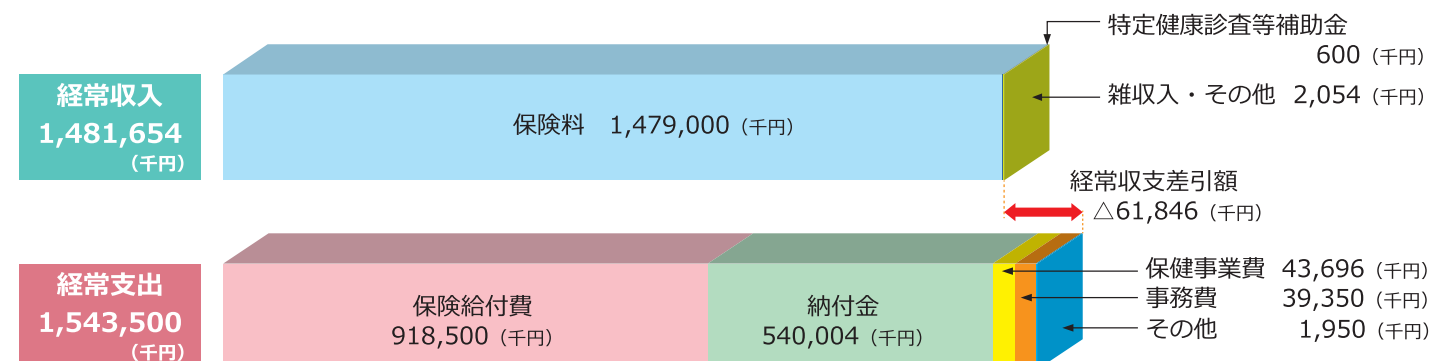
- ・ 被保険者 2,940人
(2,900人 保険料免除者数 40人)
- ・ 標準報酬月額 320,000円 ・ 賞与3.0ヶ月
上記を基に保険料収入を1,479,000千円
計上しました。
 - ・ 前年度繰越金 100,000千円
 - ・ 積立金繰入 1,000千円
 - ・ 財政調整事業繰越金 50千円

支 出

- ・ 保険給付費は 918,500千円を計上
- ・ 前期高齢者納付金・後期高齢者支援金等
540,004千円を計上
- ・ 保健事業費は 43,696千円を計上
健診・疾病予防・健康づくり・データヘルス
計画のための費用となります。

経常収支

- ・ 予算では△61,846千円となります。



令和6年12月に
保険証が廃止



医療機関の受診方法が マイナンバーカードに一本化

令和6年12月に新規の保険証の発行がなくなり、**されます**
医療機関の受診はマイナンバーカードが基本になります。

令和6年12月2日に現在の保険証の新規の発行が廃止され、医療機関の受診方法はマイナンバーカードで行うことが基本となります。保険証廃止までに、マイナンバーカードで受診できるように、マイナポータルで保険証利用の申し込みを済ませておきましょう。まだマイナンバーカードの交付を受けていない方は、お早めに交付を受けてください。なお、保険証廃止後も最大1年間（令和7年12月1日まで）はすでに交付されている保険証が引き続き使えます。

また、マイナンバーカードの交付を受けていないなど、マイナンバーカードを使って受診することができない方には当分の間は健康保険の「資格確認書」が交付され、資格確認書で医療機関を受診することが可能です。



医療機関の窓口では
カードリーダーで
受け付けを行います。

マイナ保険証について
動画で確認！



読みとっていただくと、YouTubeに移動します。

● 保険証廃止後の医療機関の受診方法 ●

マイナンバーカード(マイナ保険証)



マイナンバーカードを使って受診します。受診前にマイナポータルでマイナンバーカードを保険証として利用するための「利用申し込み」を行います（初回のみ）。

現在の保険証



経過措置として、保険証廃止後もすでに交付されている保険証についてはそのまま利用できます。期限は最大1年間です。

資格確認書

マイナンバーカードの交付を受けていない方や、マイナポータルで保険証の利用申し込みを行っていない方には、健康保険の「資格確認書」が交付されます。

※資格確認書の形状等は未定です。

整骨院の施術には 保険適用になる施術と ならない施術があります。

保険適用となる施術

（外傷性が明らかな負傷）

● 負傷原因がはっきりしている、下記の外傷性の負傷で慢性に至っていないものに限られます。

- 骨折
- 脱臼
- ひび（不全骨折）
- ねんざ
- 打撲
- 肉離れ（挫傷）



※内科的原因による疾患は含まれません。
※骨折・ひび・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。
※骨・腱・筋・関節・靭帯などのケガが保険適用となります。

自費となる施術

（病気による痛み、原因不明の痛み）

- 慢性に至った外傷性の負傷
- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- スポーツなどによる肉体疲労
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 保険適用となる施術であっても同一部位について医療機関の治療を受けながら、同時に整骨院の施術を受けている場合
- 通勤中や勤務中の負傷（健康保険ではなく労災保険の適用）

● 整骨院で保険適用となる施術と判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は、施術費用の全額が自己負担となります。

● 長期にわたる施術を受けているなどの患者には健保組合からの照会が行われます。

接骨院・整骨院を利用するときは、ここをチェック

1 けがの原因を正確に伝える

けがの原因を正確に伝えて、健康保険の適用範囲内かどうか確認しましょう。なお、交通事故など第三者行為によるけがの場合は、健保組合に必ず連絡してください。

2 「療養費支給申請書」は確認してから署名

「療養費支給申請書」は、受療者が柔道整復師に健保組合への請求を委任するものです。白紙の申請書に署名だけしたりせず、記載内容をしっかり確認してから自筆で署名してください。

3 長期間の施術は医療機関を受診

施術を受けていても長期にわたって症状が改善しない場合は、内科的な原因も考えられるので、医療機関で医師の診察を必ず受けましょう。

4 領収書・明細書は必ず受け取る

領収書・明細書は通院のたびに必ず受け取り、後に健保組合から送付される「医療費通知」と照合し、請求金額や内容等に間違いがないかを確認しましょう。

また、領収書は医療費控除を受ける際に必要となります。



健保組合から施術内容についてお尋ねすることがあります

けがの原因、施術年月日、施術内容などについて、保険者等から照会がある場合があります。領収書や明細書を保管しておき、照会時には回答できるようにしましょう。回答をしなかった場合は、償還払いに変更となる場合があります。

公告

令和6年3月1日 令和6年度任意継続被保険者の標準報酬月額の上限 32万

◆令和6年度 保健事業計画

1. 特定健康診査・特定保健指導

40歳～74歳の被保険者、被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施します。（日帰り人間ドック受診者にあっては、その健診をもって実施に代えます。）

また、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師等により生活習慣を見直すサポートをします。

2. 第3期データヘルス計画の実施

診療報酬明細書・健診データ等の医療情報を活用し被保険者・被扶養者の健康管理、健康づくり、疾病予防対策など保健事業を効果的・効率的に実施します。

3. 疾病・重症化予防対策

インフルエンザ予防接種者に一部補助を実施し、感染予防を推進します。
喫煙者に、『禁煙サポート』を展開し、禁煙を推奨します。
糖尿病性腎症重症化予防プログラムを導入し、人工透析等への移行を防止します。
血圧手帳を配布し、血圧コントロールで循環器系疾病の重症化を予防します。

4. 禁煙サポート事業

禁煙を望む被保険者に対して、スマートフォンを使って禁煙治療アプリにより遠隔での治療介入を実施します。

5. 歯科健診

年間を通じて、歯科健診を推進し、歯周病予防を展開しています。（費用は健保組合が負担します）

6. 健康セミナーの開催

新人社員健康セミナー（4月）、メタボリック予防セミナー（6月）、口腔衛生セミナー（10月）を計画しています。

7. 健康ウォーキングキャンペーンの実施

10月～11月の2ヶ月間実施 歩歩賞進呈

8. 後発医薬品の使用促進

ジェネリック医薬品のメリットなどを被保険者等に周知を図るとともに、ジェネリック医薬品減額通知サービスの実施などにより、医療費節減のための対策を図っていきます。

9. 医療費通知の送付

被保険者やそのご家族の方々に、医療機関で治療を受けられた医療費を通知し医療費について関心をもっていただくとともに、正しく請求されているかどうかをチェックしていただくものです。

また、医療費通知書は医療費控除の添付書類として申告ができるようになっています。

10. 機関紙の発行

年2回発行し、被保険者全員（任意継続被保険者は除く）に配布します。医療保険制度のしくみや健保組合の現状、健康づくりや疾病予防対策などの情報を提供し、また健康保険の事務手続きなど、幅広い内容の記事を掲載し、健保組合を身近に感じていただける機関紙をめざしています。